

## 第4回教育委員会会議録

日 時	平成 27 年 3 月 24 日 開会 14 : 00～閉会 15 : 10
会 場	教育長室
出 席 者	山 田 律 子 委員長 佐々木 義 朗 委員 阿 部 弓 枝 委員 明 石 光 正 委員 宮 崎 肇 教育長
参 与	西 本 隆 史 教育部長 島 倉 弘 行 教育部次長 西 野 典 男 教育部次長 (学校指導担当) 藤 木 健一郎 企画総務課長 渡 邊 誠 司 学校教育課長
書 記	堀田 企画総務課総務係長
議題及び 議事の概要	別紙のとおり

## 議題及び会議の概要

委員長	<p>ただ今から、平成 27 年第 4 回教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>本日の議題中、議案第 1 号教育委員会職員の任免について及び議案第 3 号千歳市教育支援委員会委員の委嘱については、個人情報が含まれますので、秘密会といたします。</p> <p>秘密会の件についてよろしいでしょうか。</p>
委員	一同了承
委員長	それでは、会議録の承認をお願いいたします。
総務係長	前回、3 月 10 日に開催されました第 3 回教育委員会会議は議案が 1 件、議案第 1 号教職員の異動内申については、原案通り議決しております。また、報告は、報告第 1 号教職員の処分についての 1 件でありました。
委員長	会議録承認の件よろしいですか。
委員	一同了承
委員長	教育長から報告をお願いいたします。
教育長	<p>3 月定例校長会でお話しした内容ですが、1 点目の平成 27 年度千歳市教育行政執行方針は、今回は骨格予算ですので 6 月の第 2 回定例会で述べることとなります。基本的にその内容は千歳市学校教育基本計画に基づいたものとなっておりますので、この計画に基づいて学校の経営計画を立てるようお願いしました。</p> <p>2 点目は、人事異同に伴う引き継ぎについて、しっかりと行っていただきたいとのお話をしました。</p> <p>3 点目は、第 1 回定例市議会の一般質問の内容についてであります。長期欠席生徒の実態把握調査については川崎のことがありました。北陽小学校の環境整備は運動会や学芸会に支障がないのかという話でした。ソラニンによる食中毒の対応と学校給食の関係。</p> <p>給食アンケートの答弁では、給食がおいしいとふつうを合わせると小学校で 94%、中学校で 76%、全体で 90%との答弁をいたしました。現在の給食センターは平成 5 年 8 月に開設され、その後に学校給食衛生管理基準が制定されたことから、冷たいものが作れないなどの制約があります。また、和え物や焼き物を提供できないのも施設の問題です。麺類のどんぶりが小さいとの質問については、大きな食器を収納する消毒保管庫の増設場所がないということがあります。アレルギー除去食は、そもそもそのような対応でつくっていないのででき</p>

	<p>ないということ。味付けは、卵や乳製品、生の果物を控えているので味のコクや深みが出せないということがあります。野菜炒めの調理法は、食材の中心部75℃に達する加熱処理が必要であり時間がかかり、少量調理の設備も整っていないことからシャキシャキとした食感は難しい。豆類が多いということについては標準食品構成表で示されている1回あたりの目標摂取量を超える使用はしていない。</p> <p>ジャガイモの喫食禁止についての質問は、発症者が多かったこと、学校はソラニンの毒性を認識していて気を付けていたにも関わらず防ぐことができなかったこと、毒性が強いこと、保健所の見解ではどの時点でソラニンが増加するか特定できないこと、芽や皮に多く含まれていると言われているが可食部の深い部分までであったこと、喫食前の検査が困難なこと、全国的に学校菜園等で栽培したジャガイモによる食中毒が毎年発生していること、厚生労働省の自然食リスクプロファイルにジャガイモが位置付けられていること、児童や保護者の不安を解消する必要があること、これらのことから喫食を禁止したとの答弁をしました。</p>
委員長	次に議案第1号の説明をお願いします。
委員	一同了承（秘密会：原案可決）
委員長	次に議案第2号の説明をお願いします。
企画総務課長	<p>議案第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明申し上げます。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するため、本案を提出するものであります。</p> <p>点検評価の方法につきましては、市で実施している事務事業評価及び外部評価であります市民行政アセスを活用し、千歳市教育委員会における事務の点検評価を実施しておりまして、後者につきましては、教育分野から3つの施策を対象としており、27年度は教育機会の拡充、家庭教育の充実、文化財の保護と保存を選定し、外部評価を実施しようとするものであります。</p> <p>参考までに、昨年外部評価を行った3施策につきましては、昨年11月に教育委員会会議にご報告しておりますけれど、青少年の非行防止、市民活動の活性化とネットワーク体制の充実、学校を支える組織の充実でありました。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、事務事業評価では、自己評価を6月中旬、二次評価を8月下旬、評価結果の公表を10月上旬に予定しており、また、外部評価である市民行政アセスでは、自己評価を5月下旬、二次評価を6月中旬、市民評価会議を6月下旬から8月上旬まで、評価結果の公表を9月に行う</p>

	<p>予定であります。</p>
委員長	<p>議案第 2 号についてご質問等ございませんか。 よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>一同了承（原案可決）</p>
委員長	<p>次に議案第 3 号の説明をお願いします。</p>
委員	<p>一同了承（秘密会：原案可決）</p>
委員長	<p>次に議案第 4 号の説明をお願いいたします。</p>
学校教育課 長	<p>議案第 4 号 第 1 地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更についてご説明申し上げます。提案理由であります、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 20 号）の施行に伴い、第 1 地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について委員会の議決を求めるため、本案を提出するものであります。</p> <p>共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定が法律の第 13 条第 4 項、第 17 条、施行令第 12 条で整備されたことにより、協議会の設置規程及び規約に定める事項が規定されたので、採択協議会の名称、設ける市町村の教育委員会名、教科用図書の選定方法について新たに位置付けられています。</p> <p>また、採択結果及び理由等の公表に関する規定は、法律第 15 条、施行規則第 7 条で整備されたことにより、選定した教科書用図書の通知、議事録及び資料の公表について新たに位置付けられています。</p> <p>これを受け、第 1 地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更しております。</p> <p>～新旧対照表により説明～</p> <p>なお、規約については平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ご質問等ございますか。よろしいですか。</p>
委員	<p>一同了承（原案可決）</p>
委員長	<p>次に議案第 5 号の説明をお願いいたします。</p>

<p>学校教育課 長</p>	<p>議案第5号千歳市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。提案理由は、平成27年度より北海道公立学校校務支援システムをモデル校に導入することに伴い、モデル校では指導要録及び出席簿の様式を北海道教育委員会による北海道統一帳票とする必要があることから、学校管理規則の一部を改正するため本案を提出するものであります。</p> <p>～新旧対照表により説明～</p> <p>この規則については平成27年4月1日から施行することとしております。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ございますか。よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>一同了承（原案可決）</p>
<p>委員長</p>	<p>次に議案第6号の説明をお願いいたします。</p>
<p>企画総務課 長</p>	<p>議案第6号千歳市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。提案理由であります。平成27年4月1日付で教育部主幹（学校指導担当）の職を設置することに伴い、千歳市教育委員会行政組織規則に規定する組織及び事務分掌を改めるため、本案を提出するものであります。</p> <p>～新旧対照表により説明～</p> <p>この規則については平成27年4月1日から施行することとしております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ございますか。よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>一同了承（原案可決）</p>
<p>委員長</p>	<p>次に議案第7号から第10号までを一括してご説明願います。</p>
<p>企画総務課 長</p>	<p>議案第7号から第10号までを一括してご説明いたします。</p> <p>はじめに、議案第7号ですが千歳市教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則の制定についてご説明申し上げます。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う教育委員会制度の改正に伴い、関係規則の改廃を行うため、本案を提出するものであります。</p> <p>内容としましては、第1条から第6条まで6項目の規則の改廃を行うもの</p>

	<p>であり、今回の法改正に伴う文言の整理であったりですとか、教育委員長と教育長がひとつになったりという内容を含むものであります。</p> <p>続きまして、議案第 8 号千歳市教育委員会会議規則の全部を改正する規則の制定についてであります。提案理由は議案第 7 号と同様であります。</p> <p>続きまして、議案第 9 号千歳市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件を定める規則の制定についてであります。提案理由は同様です。この規則は、教育長の勤務時間その他の勤務条件について一般職の職員の例によるものとしております。</p> <p>最後に議案第 10 号教育委員会会議の傍聴及び秘密会の基準についてを廃止する基準の制定についてありますが、提案理由に同じく教育委員会制度の改正に伴う関係諸規定の整理により、教育委員会会議の傍聴及び秘密会の基準についてを廃止するものであります。</p> <p>秘密会に関することは会議規則に、また、傍聴に関することは傍聴人規則に規定しております。</p> <p>秘密会と傍聴に関する基準については、これまで基準として運用してきましたが、これをしっかりと規則に盛り込んだということが概要であり、なくなったということではありません。</p> <p>それ以外の規則については、委員長の役割を教育長が行うことに変更したのが主な内容です。</p> <p>これら規則の適用については、附則で規定しているのですが、現教育長が在任している間はなお従前の例によることとしており、つまり、古い規則や基準を使うということです。</p>
教育長	<p>秘密会と傍聴に関する基準については、これまで基準として運用してきましたが、これをしっかりと規則に盛り込んだということが概要であり、なくなったということではありません。</p> <p>それ以外の規則については、委員長の役割を教育長が行うことに変更したのが主な内容です。</p> <p>これら規則の適用については、附則で規定しているのですが、現教育長が在任している間はなお従前の例によることとしており、つまり、古い規則や基準を使うということです。</p>
委員長	<p>ご質問等ございますか。</p> <p>議案第 7 号から 10 号まではよろしいですか。</p>
委員	<p>一同了承（原案可決）</p>
委員長	<p>これをもちまして本日の会議を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>